

質問回答

NO.	質問	回答
1	賃貸借の記載ですが、リース契約（所有者はリース会社、使用者は環境省様）でもよろしいか。	差し支えありません。その場合、車庫証明の取得等の所要の手続は請負者にてご対応ください。
2	充電カードは支払情報等登録前のカードでよろしいか。	差し支えありません。
3	スタッドレスタイヤを装着時ラジアルタイヤの保管はリース契約に含まれるか。	環境省保管で差し支えありません。
4	メンテナンスはスタッドレスタイヤの交換のみでよろしいか。	道路運送車両法第62条に定める継続検査（車検）及び同法第48条に基づく定期点検についても実施ください。
5	リコール時は環境省様にて販売店への車両を持ち込み及び引き上げをお願いできますか。	環境省にて販売店への車両の持ち込み及び引き取りをいたします。
6	スタッドレスへの交換時は環境省様にて販売店へ車両を持ち込み及び引き取りをお願いできますか。	環境省にて販売店への車両の持ち込み及び引き取りをいたします。
7	任意保険は契約外でよろしいか。	結構です。
8	月間走行距離をお教え下さい。	平均約200km程度です。
9	車庫証明取得時の所要の手続は請負者で行いますが、車両登録に必要な委任状や警察に提出する自動車保管場所証明申請書に環境省（物品管理者）の押印をいただけますか。（リース契約の場合）	押印は可能です。
10	リース契約の場合、環境省様にて車庫を確保いただく必要がございますが可能でしょうか。（警察への届け出の為）	確保は可能です。
11	今回は1年契約であるためリース車両では車検も法定点検も対象外となります。必要なメンテナンス契約はスタッドレスタイヤのみで宜しいでしょうか。	道路運送車両法第62条に定める継続検査（車検）及び同法第48条に基づく定期点検についても本契約にて対応ください。